

16 生活困窮者対策の推進

1 総合的な生活困窮者対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

コロナ禍の長期化による影響にきめ細かく対応するため、各地方自治体が行う生活困窮者自立支援事業の国庫補助率の引上げや基準額の上限枠の見直しなど、十分な財政措置を講じること。

特に生活困窮者からの相談が急増している生活困窮者自立相談支援機関の相談員については、地方自治体の負担なく配置できるよう財政的支援を拡充すること。

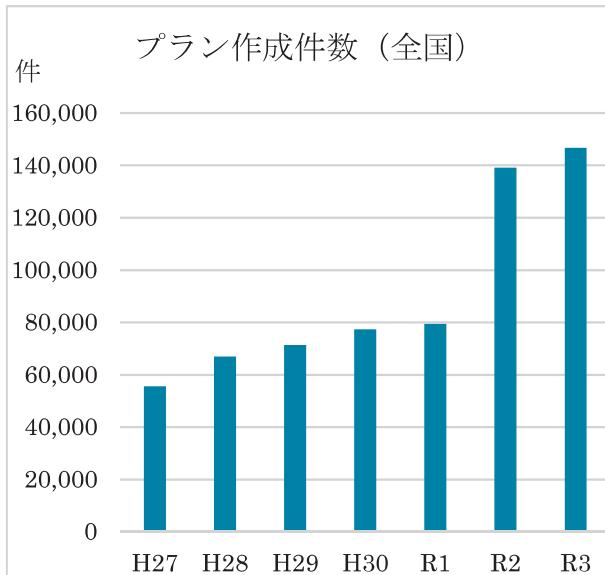
◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度に自立相談支援機関への相談件数や住居確保付金の申請件数等が急増した。令和3年度以降は、新規相談件数は減少傾向にあるものの、支援プラン作成件数は増加しており、継続的な支援を必要とする者が増加している。

また、生活福祉資金特例貸付の償還が令和5年1月から始まり、償還困難な借受人等への丁寧な支援が求められている。しかし、自立支援事業の実施に係る地方自治体の財政負担が障壁となり、必ずしも相談・申請件数に見合った人員を措置できていない。

◆実現による効果

生活困窮者に対する相談支援体制が強化されることにより、個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援が実現でき、生活困窮者の自立支援が促進される。



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

2 困難を抱える女性への支援

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

(1) 困難を抱える女性を適切に支援するための総合的な対策を推進するとともに、各地方自治体の対応に必要な人材確保・育成、支援の充実のための事業費等に対する財政措置を行うこと。

また、困難を抱える女性の支援を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、国の財政的補助の充実を図ること。

さらに、困難を抱える女性の支援を効果的に進めるために、全国的な調査研究を行い、地方自治体の事業実施に必要なデータを提供すること。

◆現状・課題

令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月1日に施行される。これまでの婦人保護事業から大幅に支援対象を拡大し、新たな基本計画の策定を都道府県に義務付けるとともに、民間団体との連携や財政支援について規定された。

対象者の拡大に伴い、支援策の拡充をはじめ、支援に当たる人員やそれに係る経費の増大も見込まれることから、必要な方に支援が行きわたるようにするための財政措置が必要である。

また、困難を抱える女性の支援を行う民間団体は、人件費や施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にある。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。

さらに、計画の策定に当たっては、効果的な支援策を検討、実施するための根拠となるデータの取得とその分析が欠かせないため、国が統一的な基準・指標を用いて全国的な調査を実施し、女性が置かれている現状や課題を詳細に分析した結果を地方自治体に提供することが求められる。

◆実現による効果

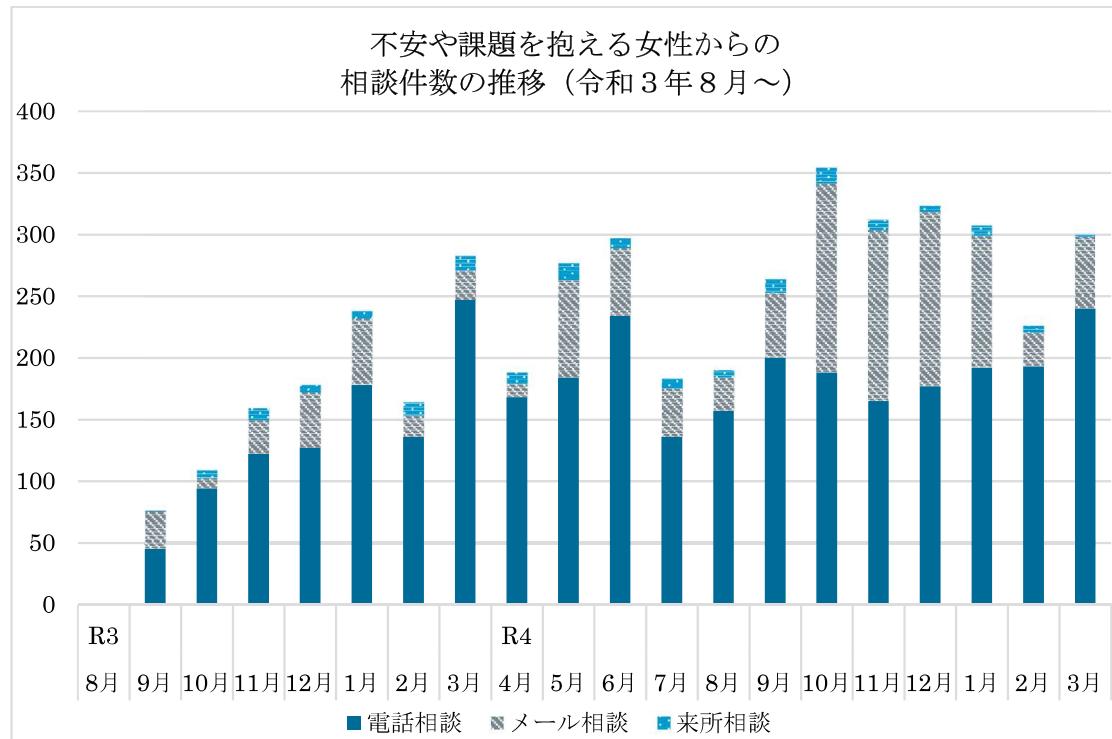
地方自治体の支援体制の整備や民間団体への財政的支援が充実することにより、困難を抱える女性への支援の充実が図られる。また、国による全国的な調査研究、分析により効果的な計画の策定が可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

- (2) 地域女性活躍推進交付金において、「つながりサポート型」の事業を継続するとともに、各地方自治体の財源の有無によらず事業が実施できるよう、事業費全額を同交付金で措置すること。

◆現状・課題

本県では、同交付金を活用し令和3年8月から不安や課題を抱える女性のための相談支援事業を実施している。令和4年度の相談件数も高く推移しており、継続して対応が必要な相談内容であることが多いため、継続して事業を実施する必要がある。



しかし、地域女性活躍推進交付金の「つながりサポート型」事業においては、令和6年度以降の事業継続の見通しは示されておらず、負担割合は国3／4、県1／4となっている。

また、令和4年度に同交付金を活用して実施する本県の「つながりサポート事業」においては、前年度に同様の事業を実施していたことのみをもって交付金内示額が減額され、他財源の充当を余儀なくされた。

◆実現による効果

国が事業費全額を地域女性活躍推進交付金により継続して措置することで、不安や課題を抱える女性の相談を受け付ける相談室における相談員の人員体制が拡充され、必要な支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

3 ひきこもり支援の充実

【提案内容】

提出先 厚生労働省

ひきこもり支援を推進する体制構築のため、民間支援団体等への財政的支援の一層の拡充を図るとともに、**補助対象経費に職員の人事費等を含めるなど、柔軟な活用を可能とする**よう改めること。

また、市町村へのひきこもり地域支援センター等立上げ支援に対し、**都道府県の負担をなくし、国において十分な財政措置を講じること。**

さらに、メタバース（仮想空間）内における居場所づくりや、インターネット広告を利用した各種支援策の周知など、**デジタル技術を活用した事業についても、補助対象として支援の充実を図ること。**

◆現状・課題

ひきこもり状態にある本人や家族等の支援については、市町村やNPO等の身近な地域における支援体制の充実や居場所づくりの拡充が欠かせない。一方、ひきこもり支援に当たるNPO等に対する財政的支援は脆弱で、活用できる助成金についても、人件費や利用者への現物給付に充てることができず、運営に支障を来している旨の報告を受けている。

また、市町村によるひきこもり地域支援センター等の立ち上げ時に、都道府県による予算措置が必要となるため、機動的に事業実施できる状況にない。

◆実現による効果

補助内容の拡充により、ひきこもりの当事者やその家族への支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局青少年課)

4 ひとり親世帯の医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、厚生労働省

ひとり親世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において全国一律のひとり親世帯の医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

ひとり親世帯の約5割が相対的貧困の状況にあるなど、ひとり親家庭の生活の安定と自立は喫緊の課題である。

全ての都道府県において、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるようによることで健康の保持と福祉の増進を図るものとして、ひとり親家庭等を対象に単独で医療費助成制度を実施している。

しかしながら、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象となる子どもの年齢や一部負担金の額、所得制限の内容など、地方自治体の財政力などにより制度が異なっていることから、地域間の格差解消の観点や子育て施策充実の観点からも国における医療費助成制度創設が望まれる。

また、現在、地方自治体が独自に医療費の助成を行った場合、国民健康保険の国庫負担減額調整措置が行われている。令和5年3月末に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、子どもの医療費助成の実施に伴う減額調整措置を廃止する方向性が示されたが、ひとり親世帯の医療費助成に関する減額調整措置については廃止の方向性は示されていない。令和3年度、本県においては、ひとり親世帯の地方単独医療費助成制度の実施に伴い約2億円が減額されており、このうち、ひとり親世帯の子どもに係る減額調整分は減少する見込みであるが、引き続き、市町村の国保財政に影響を与えるものであることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課、健康医療局医療保険課）